

分科会の設置及び分科会長・副分科会長の選出について

1 分科会設置の目的

- ・ 行政の各分野の重要事項について調査審議するため、各分科会を設置する。

2 各分科会の所掌内容

- ・ 各分科会においては、所掌する各分野の調査及び検討を行う。
 - 第1分科会：「健康・福祉・安心」「都市経営・自治」分野を所掌
 - 第2分科会：「生活環境」「都市基盤」分野を所掌
 - 第3分科会：「教育・学習・文化」「産業・経済」分野を所掌

⇒ 分科会ごとの所掌内容は、下表を参照

名 称	所掌事務
第1分科会	健康・福祉・安心 (1) 保健・医療サービスに関すること。 (2) 都市の福祉基盤に関すること。 (3) 高齢者・障がい者・児童福祉に関すること。 (4) 日常生活の安心・安全に関すること。
	都市経営・自治 (5) 市民主役のまちづくりの推進に関すること。 (6) 行政経営基盤に関すること。 (7) 市民の相互理解と共生に関すること。
第2分科会	生活環境 (1) 環境にやさしい社会の形成に関すること。 (2) 水と緑の環境に関すること。 (3) 上下水道に関すること。 (4) 住環境に関すること。
	都市基盤 (5) 都市空間の形成に関すること。 (6) 交通体系に関すること。 (7) 情報化に関すること。
第3分科会	教育・学習・文化 (1) 生涯学習に関すること。 (2) 学校教育に関すること。 (3) 文化振興に関すること。 (4) スポーツ振興に関すること。 (5) 青少年育成に関すること。
	産業・経済 (6) 地域産業に関すること。 (7) 商業・サービス業・工業に関すること。 (8) 農林業に関すること。 (9) 観光や交流創出に関すること。

3 分科会長・副分科会長の選出

各分科会に分科会長1名、副分科会長1名を置く。